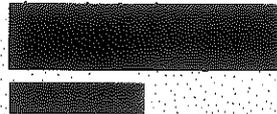


裁 決 書

審査請求人



処分庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成31年4月11日に提起した上記処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

専 案 の 概 要

1 処分に至る経緯等

- (1) 平成30年11月26日 請求人が手持金、累積金の減少を理由に保護申請を行い保護受給開始。
- (2) 同年12月6日 請求人から処分庁に就労する旨の申し出。
- (3) 平成31年1月15日 請求人から1月末で保護辞退したい等の申し出。
- (4) 同年1月31日 請求人に12月分の給与(227,151円)が振り込まれる。
- (5) 同年2月1日 請求人が12月分の収入申告書を処分庁に提出（郵送）。
- (6) 〃 請求人が処分庁に無断で転居していることが判明。
- (7) 同年2月7日 請求人が収入に係る必要経費として領収証を処分庁に提出（郵送）。
- (8) 同年2月14日 処分庁が保護廃止を決定、通知（2月1日付廃止、失踪による）。
- (9) 同年2月20日 処分庁が法第63条に基づく費用返還を通知（本件処分）。
- (10) 同年4月11日 請求人が審査請求書を県に提出。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

就労収入を得るためにかかった経費の資料を福祉事務所に提出している。

就労収入から経費を差し引くと実際の収入はほとんどなかったのに費用返還命令を受けたことから審査請求をした。返還金を支払うとまた生活保護を受けないといけなくなる。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決が妥当である。

(2) 審査請求の理由について

就労に伴う必要経費として、基礎控除と請求人から提出された領収書のうち必要経費として認められる額を就労収入から差し引いて返還額を算出しているものであることから、審査請求書に記載の「経費で提出して収入はあまりなかったのに返還金がきたので審査請求しました」については否認する。

(3) 処分の理由について

本件処分の根拠は、法第63条で「被保護者が、窮迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されることにある。

請求人は、保護開始時の説明の際に「法第27条の文書指示」で自動車の業務目的以外の運転禁止について説明を受けているにも関わらず、業務目的以外に自動車を運転していた。

また、保護受給中は借入れができないことについて説明を受けているにも関わらず、提出された収入状況明細書には、「母より経費借りる(20万)」と記載されており、指導に依拠していない。このことは、法第62条に反するものである。本来であれば生活保護受給中の借金は、法第78条の費用徴収の対象となる。

以上により、請求人の主張には正当性がなく、本市の処分に何ら違法・不当性はないものとする。

3 弁明書に対する請求人の反論の内容

- ・ 車は1月で母親の名義に変更する予定だったが、2月から仕事をする予定のため名義変更しなかった。(保護をやめるため)
- ・ 鹿児島市内のガソリンスタンドのみ控除とはおかしい。
- ・ 12月1日より■■■■で仕事をするのに12月1日にガソリンを入れる人はいない。前もって準備をして入れるので、どこに入れてもいいはずである。
- ・ まず、就労地域以外の経費をということと、業務目的以外の運転をしていることが判明とは、友達が運転していることもあるのにビックリしました。
- ・ 国の税務署には個人事業主経費に高速代、駐車場代、食品、電話、経費なのにおかしい。
- ・ 母より経費を借りると書いたが、なんて書いたらよいかわからないので書いた。運転資金がないと■■■■で仕事をできなかったのだ。
- ・ ■■■■市の弁明書には、自分の都合の良いことばかり書いてあることにビックリ。

鹿児島
知事

- ・ 個人事業主の経費は全部認められるはずでは

4 本件審査請求に関する処分庁への質問書に対する回答

審理員は本件審査請求に関して、以下の事項について処分庁に質問を行い、それぞれ次のとおり回答を得た。

- (1) 請求人の収入について、勤労収入と自営収入のいずれに該当すると判断したか。
(処分庁の回答)
請求人からパートであるとの申告があったので、契約社員と判断し、勤労収入とした。
- (2) 収入状況明細書の内容、必要経費の認定、自動車の目的外使用について、請求人に確認、説明したか。
(処分庁の回答)
していない。請求人は電話に出ず、訪問しても転居していたことから確認できなかった。
- (3) 本件処分の内容について請求人に説明したか。
(処分庁の回答)
説明している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 補足性の原則について

法第4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

(2) 就労に伴う収入認定について

生活保護による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社発第123号厚生事務次官通知、以下「次官通知」という。)第8-3(1)ア(ア)は、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の総収入額を認定すること」、ウ(ア)は、「農業以外の事業(いわゆる固定的な内職を含む。)により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行うこと」とされている。

(3) 費用返還について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。



(4) 理由の付記について

行政手続法（以下「行手法」という。）第14条は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定する。

2 上記規定に照らした本件処分に関する考え方

(1) 収入認定について

処分庁は、請求人の申告に基づく就労収入について、次官通知第8-3-(4)に基づき基礎控除36,400円を認定している。

上記基礎控除の算定から、処分庁は請求人の就労収入を勤労収入と認定しているものと解されるが、一方で処分庁は請求人から、収入状況明細書（自営用）の提出を受けているため、処分庁が請求人の収入を勤労収入と自営収入のいずれに該当すると判断したのか不明である。

このため、審理員が処分庁に質問書で確認を行ったところ、処分庁は請求人の就労収入を勤労収入と判断しており、その理由は、請求人から提出された「就労状況届」の仕事内容でパートを選択しているため、契約社員であると判断したものであるとのことであった。

一方、請求人は反論書で、経費の認定を求め個人事業主であると主張しており、処分庁の認識と一致していない。

最高裁判所第一小法廷平成8年11月28日判決（平成7（行ツ）65）では、車の持込み運転手が労働基準法及び労働者災害補償保険法上の労働者に当たらないとされており、請求人の就労収入が勤労収入に該当しないと判断される可能性もある。

請求人は反論書で就業形態を自営業と主張しているものと解されるが、処分庁が請求人の考えを把握していたかどうかは不明である。仮に処分庁が把握していなかったのであれば、収入認定の過程で詳細な調査・確認が行われていなかったものであり、把握していたのであれば、勤労収入として認定することや必要経費について請求人に確認・説明を行うべきであったが、これらが行われていないことから、処分庁の対応は不当であると言わざるを得ない。

このため、収入認定の過程に不備があり、不当である。

(2) 費用返還額の決定について

処分庁は、請求人が平成31年1月31日に受領した平成30年12月分の就労実績に基づく就労収入を法第63条に定める資力として認定したものであり、これは法第4条に定める資産等の範囲に含まれるものであるから、法第63条の規定に基づき、費用返還決定を行ったことについて誤りはない。

しかし、(1)で述べたとおり、本件処分において、返還の対象となっている収入認定額の算定に不当性が認められることから、費用返還額の決定に当たって瑕疵があるものであり、不当であると言わざるを得ない。

(3) 理由の付記について

本件処分に係る平成31年2月20日付「生活保護法第63条返還金決定通知書」において、適用条文、返還額は記載されているものの、返還理由については、「平成31年1月1日付にて既に支出した1月分扶助費に法第63条に基づき、返還すべき



額が発生したものである」との記載のみであり、本件処分の原因となる1月分就労収入認定と返還額の算定根拠が記載されていない。

このような通知書の記載からは、請求人においていかなる事実に基づき本件処分が行われたのか知ることができないことから、行手法第14条第1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分ではなく、本件処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であると言わざるを得ない。

以上のとおり、法第63条自体の適用には問題ないが、費用返還額の決定及び返還金決定通知書の理由の記載に不備があり、その余を論じるまでもなく、当該処分は違法かつ不当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年8月2日

鹿児島県知事 三反園 訓



